第百四十条の二第一項中「控除する所得税の額」の下に「（その所得税の額に係る法第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、同項第二号中「全額」を「所得税の額の全額」に改める。

第百四十一条の三第三項及び第百四十一条の八第二項中「計算」を「計算の通則」に改める。

第百四十二条第一項中「第七十条まで」を「第六十九条まで及び第七十条」に、「税額控除」を「所得税額の控除等」に改め、「第四十二条の五第五項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」、「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」及び「。以下この項において「平成二十七年改正法」という。」を削り、「平成二十七年改正法第八条」を「同法第八条」に改め、「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第百四十二条の二第三項中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）に、「租税条約を」を「条約を」に改め、同条第四項中「及び第五号から第二十二号まで」を「、第四号及び第六号から第二十三号まで」に改め、同条第六項第二号中「関係の」を「関係に」に改める。

第百四十五条の二第一項中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）に、「租税条約をいい、」を「条約をいい、その条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）内にある」に、「関する定めを有する」を「帰せられる所得に対して租税を課することができる旨の定めのある」に改め、「（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「（定義）」を削り、同項第二号中「建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）」を「建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所」に改める。

第百四十五条の五第三号中「、据付け、組立てその他の作業」を「又は据付けの工事」に改める。

第百四十六条第三項並びに第六項第三号ロ及び第四号ロ中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改める。

第百四十七条から第百四十九条までを削る。

第百五十条第三項中「第百四十六条第九項（適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等）」を「前条第九項」に改め、第二編第一章第二節第二款中同条を第百四十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）

**第百四十八条**　法第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する政令で定める金額は、内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一　所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税（所得税法施行令第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

二　所得税法第八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該内国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

2　法第六十九条の二第一項の規定により法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額（同項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　集団投資信託（合同運用信託、所得税法第二条第一項第十五号（定義）に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（第百四十条の二第一項第一号（法人税額から控除する所得税額の計算）に規定する特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額　その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される分配時調整外国税相当額

二　前号に掲げるもの以外の分配時調整外国税相当額　その分配時調整外国税相当額の全額

3　第百四十条の二第二項から第六項までの規定は、前項各号に定める金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第二項 | 前項第一号に定める所得税の額 | 第百四十八条第二項第一号（法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）に定める分配時調整外国税相当額 |
|---|---|---|
| | 所得税の額（ | 分配時調整外国税相当額（法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）（ |
| | 課される所得税の額 | に係る分配時調整外国税相当額 |
| | 同号 | 前項第一号 |
| 第三項 | 、第一項第一号に定める所得税の額 | 、第百四十八条第二項第一号に定める分配時調整外国税相当額 |
| | 、その所得税の額に係る | 、その分配時調整外国税相当額（法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）に係る |
| 第三項各号 | 所得税の額に | 分配時調整外国税相当額に |
| | | 分配時調整外国税相当額に |

**第百四十九条及び第百五十条**　削除

第百五十条の二第一項中「計算方法」を「計算方法等」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「決算」と」の下に「「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と」を加え、「「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と」を削る。